

「養育費不払い」諮詢

来月法制審 親権在り方も議論

上川陽子法相は15日、父母の離婚に伴う子の養育の在り方に関する法制度の見直しを2月の法制審議会(法相の諮問機関)に諮問することを明らかにした。

子と別居する親による養育費の不払いを解消したり、離婚時の取り決めを促したりするための民法改正などが論じとなる見込みだ。此法は、離婚時に養育費

や別居する親子の面会交流などを父母の合意で取り決める」と規定。ただし強制力ではなく、2016年の厚生労働省の調査によると、養育費の取り決めをしたひとり親世帯は、母子世帯で42・9%、父子世帯で20・8%にとどまる。不払いも横行し、約140万のひとり親世帯のほぼ半数が、相対的貧困状態とされる。法務省の有識者会議がとりまとめた報告書は、養育費に関する民法に請求権を規定するなど、子の権利として明確化するとの検討を求めた。離婚届と合わせて養育費の取り決めを届け出れば、取り決めに執行力を付与する制度や、強制執行手続きの負担を軽減する措置も検討項目に挙げられており、法制審は議論の参考とする。離婚後も父母双方が養育に関わる共同親権を導入するかといった、親権や監護権の在り方も論点となる見通し。【村上尊一】